

## 審査支払機関の在り方に関する意見

中国電力健康保険組合  
常務理事 高田 清彦

### 1. 今後の対応について

- 本検討会では、年内に可能な限り議論を深め、意見（工程表を含む）の集約に努めていただきたい
- 厚生労働省においては、検討会で集約された意見を早急に実現するよう、法律改正等に適切に対応いただきたい
- 審査支払機関の在り方に関する残された課題については、引き続き議論することとしていただきたい

### 2. 審査支払機関の組織（統合・競争等）について

- 統合か競争かについては、本日の検討会で厚生労働省が提出する定量的な検証をもとに議論を深めるが、いずれの方向を目指すべきかを決定することが困難であれば、引き続き議論することとしていただきたい
- なお、両審査支払機関の統合と民間参入・直接審査は矛盾するものではない点に注意する必要がある
- いずれにしても、審査・支払いに要するコストを削減することが重要であり、支払基金においては①支部をブロック別に統合する、②支部事務所を借り上げにする、③職員定員を削減する、④ラスパイレス指數を引き下げる、⑤業務範囲を拡大する（例えば、柔道整復療養費の審査・支払いや、出産育児一時金の直接支払いの受託を可能とするなど）一などの方策を実施すべきである

### 3. 審査体制について

- 再審査にかかる上級の審査組織、高度・専門性の高いレセプトの審査組織については、早急に実現をはかることとし、中央で行う体制を目指しつつ、当面、ブロック別に設置することも止むを得ない
- 審査格差の解消をはかるため、これらの組織とは別に、両審査機関の協議機関を設けるべきである
- 再審査等にかかる新たな組織については、追加的な費用を発生させない対応をすべきである

### 4. 審査支払機関の競争環境の整備について

- 保険者がいずれの審査支払機関に対しても審査・支払いを委託することが

可能となる環境を早急に整備すべきである

- ただし、実務上の問題については関係者間で協議を進める必要がある（とくに、保険者番号の変更は健保組合に大きな負担となるため、他の方策を含めて慎重に検討する必要がある）

## 5. 直接審査について

- 医科・歯科の直接審査を促進するため、保険医療機関の同意要件を廃止するとともに、紛争処理の仕組みを設けるべきである
- 審査支払機関が請求・支払いを受託できる仕組みを構築すべきである

## 6. 審査委員会について

- 算定ルール上の明白な誤りは、審査委員会の議を経ずに審査支払機関が査定することを可能とすべきである
- 審査委員が単独で審査の決定をすることを可能とすべきである
- 薬剤師、看護師、指導医療官、診療報酬に精通している保険者等の職員の審査委員会への参画を認めるべきである

## 7. レセプトの電子化に対応した審査体制の構築について

- コンピュータチェックシステム等については、両審査支払機関が共同で開発・運用すべきである
- システムの導入にあたっては、試行的な運用を行いつつ精度を高めたうえで本格的な運用に移行するなど、業務量が削減され、費用対効果に見合うシステムの開発・運用を行うべきである
- 電子レセプトを分析し、その結果を活用することによって審査の効率的をはかるなど、業務量が全体として削減される審査体制・方法を構築すべきである
- なお、審査基準の公表は、適正な社会保険診療の確保を阻害することがないよう、その範囲を限定すべきである

## 8. その他

- 厚生労働省は、①診療報酬の算定方法を可能な限り法令や通知で明確にする、②審査支払機関からの疑義照会等に、期限を定めて迅速に回答する、③レセプトの電子化に対応したレセプトの様式（記録条件仕様）、記載要領の見直しを行うなどの方策を講じるべきである
- 健保組合、共済組合の委託金は、震災時等における支払に対応するためとの趣旨から、政令で「おおむね十分の三箇月」とされているが、震災時等における支払いは法定準備金を取り崩すことで対応が可能であることから、委託金はを廃止するか、水準を大幅に引き下げるべきである